

## 町田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(平成21年7月31日規則第64号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(認定申請戸数及び変更認定申請戸数の算出方法)

**第3条** 一の建築物につき、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）を複数かつ同時に行う場合における認定申請戸数（町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号。以下「手数料条例」という。）別表88の項の認定申請戸数をいう。）は、当該認定申請に係る住戸の数を合算したものである。

**2** 一の建築物につき、法第8条第1項に規定する変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）を複数かつ同時に行う場合における変更認定申請戸数（手数料条例別表89の項の変更認定申請戸数をいう。）は、当該変更認定申請に係る住戸の数を合算したものである。

(登録住宅性能評価機関を活用した技術的審査の実施)

**第4条** 市長は、長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査事務を合理的かつ効率的に行う観点から、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）を、長期優良住宅建築等計画の認定に係る技術的審査を行う者として指定

する。

(認定申請書の添付図書)

**第5条** 省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 登録住宅性能評価機関が作成した、申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合することを示す書類を有する場合においては、当該書類

(2) 前号に掲げるもののほか、長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することが確認できる図書で、市長が必要と認めるもの

**2** 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 一の建築物につき、認定申請を複数かつ同時に行う場合において、省令第2条第1項に掲げる図書のうち共通のものを同時に申請するいずれかの申請書に添付したときは、当該図書

(2) 一の建築物につき、変更認定申請を複数かつ同時に行う場合において、省令第2条第1項に掲げる図書のうち共通のものを同時に申請するいずれかの申請書に添付したときは、当該図書

(3) 前項第2号の図書を添付する場合においては、省令第2条第1項に掲げる図書のうち、市長が不要と認める図書

(良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る基準)

**第6条** 法第6条第1項第3号の良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることについての基準は、地域のまちなみ等と調和した住宅の普及を図る観点から、市長が別に定めるところによるものとする。

(建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定)

**第7条** 市長は、法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)

の規定による申出があった場合において、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画

に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する部分が含まれているときは、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

（長期優良住宅建築等計画の通知）

**第8条** 法第6条第3項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第1号様式）に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。

（認定申請等の取下げ）

**第9条** 認定申請又は変更認定申請をした者は、市長が認定又は変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第2号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

**2** 市長は、前条の通知を行った場合において、前項の取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書（第3号様式）により建築主事に通知するものとする。

**3** 第1項の取下げ届の副本は、当該申請をした者に返還するものとする。

（報告）

**第10条** 認定計画実施者は、法第12条の規定により認定長期優良住宅の建築工事が完了した旨の報告を求められたときは、工事完了報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

**2** 認定計画実施者は、法第12条の規定により前項の報告以外の報告を求められたときは、状況報告書（第5号様式）に、報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告しなければならない。

（建築又は維持保全を取りやめる旨の申出）

**第11条** 法第14条第1項第2号の申出をしようとする認定計画実施者は、取りやめ届（第6号様式）の正本及び副本に、認定通知書（変更認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書）を添えて、市長に提出しなければならない。

**2** 前項の取りやめ届の副本は、認定計画実施者に返還するものとする。

(取消しの通知)

**第12条** 法第14条第2項の規定による通知は、取消通知書（第7号様式）により行うものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。